

処 分 基 準 整 理 票

処分名	一般廃棄物（ごみ）処理業の事業の停止等	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	（条項）第7条の3
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（条項）第7条の3
所管部署	環境部 廃棄物減量推進課 指導係	
【処分基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称【 大津市一般廃棄物（ごみ）処理業者処分基準 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当することを基準とし、同条第1号に規定する違法行為の類型及び処分の内容は、大津市一般廃棄物（ごみ）処理業者処分基準第4条及び第5条に定めるとおりとする。</p> <p>大津市一般廃棄物（ごみ）処理業者処分基準 （違反点）</p> <p>第4条 許可業者が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときは、同表に定める違反点を付加する。</p> <p>2 前項の違反点の適用期間は、違反点の付加を受けた日から2年間とする。</p> <p>3 前1項の違反点を付加したときは、許可業者に通知するものとする。</p> <p>（処分）</p> <p>第5条 前条の規定により許可業者に付加された違反点の合計が、別表2に定める点数となったときには、同表に定める処分を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、許可業者が廃棄物処理業以外の業種等での違反行為、その他反社会的行為等を行ったとき、又はこの基準により処分することが不相当と認めるときは、その都度判断のうえ処分するものとする。</p>	

別表 1

	違反等の事項	補 足	違反点
1	他都市の排出事業所より収集した廃棄物を処理施設に運搬したとき	法第7条違反、法第6条の2第2項（法施行令第3条）違反 条例27条違反	2 多量の時 3
2	市が定める搬入適合物以外の廃棄物を処理施設へ搬入したとき	法第6条・第7条、法施行令第3条違反 条例27条違反	2 多量の時 3
3	市が定める分別区分に反して、廃棄物を搬入した場合	法第7条違反 法第6条の2第2項（法施行令第3条）違反 条例27条違反	1 多量の時 2
4	収集運搬中において、汚水漏れを生じさせたとき	法第7条違反 法施行令第3条違反	1 多量の時 2
5	収集及び運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって周辺住民に著しい嫌悪の情をもたらしたとき	法第7条違反 法施行令第3条違反	1
6	積み替え・保管施設において、法施行令の規定を遵守しなかったとき	法第7条違反 法施行令第3条違反	1 是正しなかったとき 2
7	市又は第三者に迷惑を及ぼし又は損害等を与えたとき		1
8	その他の遵守事項及び義務違反	許可申請時に提出のあった誓約書（その5及びその12）に掲げた事項に対する違反 ※	1

※ 具体例：許可条件の違反、施設内での係員の指示違反、悪質な交通マナー違反など

別表 2

違反点	処 分	
	特に悪質でないと認めるとき	特に悪質であると認めるとき
1点に達したとき	厳 重 注 意	警 告
2点に達したとき	警 告	処理施設への搬入停止（3日間）
3点に達したとき	処理施設への搬入停止（1週間）	処理施設への搬入停止（10日間）
4点に達したとき	処理施設への搬入停止（15日間）	処理施設への搬入停止（3週間）
5点に達したとき	搬入停止（1か月）	
6点に達したとき	事業停止（1か月）	
7点に達したとき	事業停止（3か月）	
8点に達したとき	事業停止（6か月）	
9点に達したとき	許 可 取 消 し	

【根拠法令及び基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。